

役員・監査役・班長・委員選出規則

第1条 総則

この規則は、川西市清和台自治会の役員・監査役・班長・委員の選出について定め、その選出を円滑に遂行することを目的とする。

第2条 役員を選出

会長は、清和台全地域の中から原則として隔年に1回、改選の年の3月15日までに、第12条に規定する役員選挙管理委員会(以下、選挙管理委員会)あてに届け出た立候補者、または一般会員5名以上の推せんを受け、それを承諾した候補者の中から選出するものとし、総会の承認を得て決定する。ただし、公職選挙法により選出されている者は会長に立候補することはできない。候補者多数の場合は、総会において選挙により選出するものとする。候補者がいない場合は、総会において出席者の中から、互選により選出する。互選の方法は、総会においてその都度、多数決をもって、決定する。また、会長は、副会長・理事・会計・班長を兼務することができない。

2. 副会長は、第1地区(東1・2丁目)、第2地区(西1・2丁目)、第3地区(東3・4・5丁目)、第4地区(西3・4・5丁目)、第5地区(住宅団地区)からそれぞれ1名ずつ、原則として改選の年の3月15日までに、選挙管理委員会に届け出た立候補者、または一般会員5名以上の推せんを受け、それを承諾した候補者の中から選出するものとし、総会の承認を得て決定する。候補者多数の場合は、総会において選挙により選出する。候補者がいない場合は、選出区分にかかわらず、全地域から選出することができる。それでも選出できない場合は、総会または総会の付託を得た役員会において、その選出を要する特定地区の現任理事、新任理事(予定者)の中から互選により選出する。ただし、副会長は、理事・会計・班長を兼任することができない。
3. 理事は、毎年1回3月15日までに、一定地区(以下ブロックという)内に居住する一般会員の互選により1名を選出し、総会の承認を得て決定するが、第5地区は、10名以内とし別に定める。ブロックの大きさの基準と構成地域見直しおよび理事選出免除については、別に定める。
4. 会計は、毎年1回3月15日までに、会長が一般会員の中から指名により選出し、総会の承認を得て決定する。
5. 特別委員会委員長は、必要の都度会長が一般会員の中から指名により選出し、役員会の承認を得て決定する。
6. 第1項および第2項の規定に従って、会長、若しくは、副会長を互選で選出した結果生じる役員、若しくは、班長の欠員については当該規定に従って追選する。追選された理事・会計は、その追選が総会の日以後に行われた場合役員会の承認をもって総会

の承認にかえることができる。

7. 役員は、顧問・相談役・嘱託を兼務することができない。

第3条 監査役の選出

監査役は、清和台全地域の中から、毎年1回3月15日までに、選挙管理委員会に届け出た立候補者、または一般会員5名以上の推せんを受け、それを承諾した候補者の中から選出するものとし、総会の承認を得て決定する。候補者多数の場合は、総会において選挙により決定する。候補者がなく、または候補者数が必要員数に充たざる場合は、その選出を役員会に委嘱して決定する。ただし、監査役は、役員を兼務することができない。

第4条 各部推進委員の選出

各部推進委員は、必要の都度、役員会が選出し、役員会が委嘱して決定する。

第5条 班長の選出

班長は、その班に居住する一般会員の中から1名を、毎年2回3月15日および9月15日までにその班により選出する。班の大きさの基準と構成地域見直しおよび班長選出免除については、別に定める。

第6条 特別委員の選出

特別委員会の委員は、必要の都度、清和台全地域の一般会員の中から、役員会が選出し、役員会が委嘱して決定する。

第7条 役員の補充選出

年度途中において役員に欠員が生じたときは、以下の規定に従い補充選出する。

2. 会長に欠員が生じたときは、現任役員の互選により選出し、その氏名を広報その他の手段により一般会員に速やかに公告し、一般会員5名以上による別段の異議なき限り、役員会の承認をもって決定する。別段の異議がある場合は、第2条第1項の規定に準じて臨時総会で選出する。
3. 副会長に欠員が生じたときは、当該副会長の選出地区に所属する理事の中から、会長が指名して選出しその氏名を広報その他の手段により一般会員に速やかに公告し、一般会員5名以上による別段の異議なき限り、役員会の承認をもって決定する。別段の異議がある場合は、第2条第2項の規定に準じて臨時総会で選出する。
4. 理事に欠員が生じたときは、当該理事の選出ブロックの一般会員の中から、第2条第3項に準じて選出し、役員会の承認を得て回覧その他の手段によりブロック内一般会員に速やかに公告する。
5. 会計に欠員が生じたときは、一般会員の中から、第2条第4項に準じて選出し、その氏名を広報その他の手段により一般会員に速やかに公告し、一般会員5名以上による別段の異議なき限り、役員会の承認をもって決定する。別段の異議がある場合は、第2条第2項の規定に準じて臨時総会で選出する。
6. 特別委員会委員長に欠員が生じたときは、一般会員の中から第2条第5項に準じて選

出し、決定する。

7. 補充役員任期は、前任役員残任期間とする。

第8条 監査役の補充選出

年度の途中において、監査役に欠員が生じ、2名未満となったときは、第3条に準じて選出する。

2. 補充監査役任期は、前任監査役残任期間とする。

第9条 各部推進委員の補充選出

年度途中において、各部推進委員に欠員が生じたときは、この規程第5条に準じて選出し、決定する。

2. 補充委員任期は、その他の委員任期に準ずる。

第10条 班長の補充選出

年度の途中において、班長に欠員が生じたときは、第4条に準じて選出し、決定する。

2. 補充班長任期は、前任班長残任期間とする。

第11条 特別委員の補充選出

年度の途中において、特別委員会の委員に欠員が生じ特別委員会を維持しがたくなったときは、第6条に準じて選出し、決定する。

2. 補充委員任期は、その他の委員任期に準ずる。

第12条 役員選挙管理委員会の設置

役員選出に当たって、告示の前に役員選挙管理委員会を設置する。

第13条 役員選挙管理委員会の構成

委員長は自治会役員のうち総務担当副会長が当たる。

2. 役員会において、副委員長2名を一般会員の中から選出する。

第14条 役員選挙管理委員会の職務

役員選挙管理委員会の職務は、次の通りとする。

①役員選挙の公示

立候補受付締切の1ヶ月前を目途に役員選挙の公示を回覧等で行う。

②立候補の受付

本規則に則り、立候補者の受付を行う。

③立候補者の公示

立候補者受付締切後に回覧等で立候補者の氏名等必要事項を公示する。

④総会構成有資格者の開示

立候補者から請求があった場合、総会構成有資格者の名簿を立候補者に開示しなければならない。

⑤役員選挙の実施

本規則に則り、役員選挙を行う。

⑥開票立会人の選出

役員選挙の開票に当たっては、一般会員の中から立候補者のそれぞれが推せんする各1名の開票立会人を選出する。

⑦役員選挙結果の一般会員への発表

役員選挙結果を回覧等で一般会員へ発表する。

第15条 規則の改廃

この規則の改廃手続は総務部が担当し、役員会の承認を経て総会において決議する。

第16条 付 則

この規程は、昭和 47年 4月 1日より実施する。

昭和 50年10月 1日 改正・実施

昭和 53年10月29日 改正

昭和 54年 4月 1日 改正

平成元年10月 15日 改正

平成 11年 4月18日 改正

平成 15年 4月20日 改正

平成 15年10月19日 改正

平成 18年 4月19日 改正

平成 22年 3月21日 改正

平成 25年 4月21日 改正